

つやま企業サポート事業 販路開拓サポート補助金交付要領

平成27年6月1日 制定

平成28年4月1日 改定

平成29年4月1日 改定

平成30年4月1日 改定

(目的)

第1条 この要領において、つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、岡山県外の展示会等への出展やホームページ作成、開発した製品のプロモーション活動をする市内企業に対し、つやま企業サポート事業販路開拓サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、津山市内の中小企業等の新規取引先や事業提携先等の販路開拓を支援することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及びつやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 展示会等 新規の取引先、事業提携先等の開拓のための展示会、展示会、博覧会その他これらに類するもので、県外で開催されるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア その場で小売することを主目的としたもの

イ 広く一般に公開されていないもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、センターが不相当と認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、中小企業者等及び小規模企業者等（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、補助金交付要綱第3条第2項の各号に該当する場合はこの限りではない。

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は、次のとおりとする。

(1) 展示会等出展補助金

(2) マーケティング等補助金

(3) 外国語ホームページ作成等補助金

(4) 日本語ホームページ作成等補助金

(5) プロモーション補助金

(展示会等出展補助金)

第5条 展示会等出展補助金は、新規の取引先、事業提携先等の開拓を目的に製品、サービス等を岡山県外で開催される展示会等へ出展する中小企業者等に交付する。

2 展示会等出展補助金の交付対象者は、次に該当する中小企業者等とする。

(1) 同一年度内に展示会等出展補助金の交付を受けていないこと。

3 展示会等出展補助金の交付の対象となる経費（次項各号において「展示会等出展補助対象経費」という。）は、第1項の規定による出展に必要な費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 小間料、出展料その他これらに類するもの（出展のための予約金等を含む。）

(2) 小間の装飾に要する経費

(3) 運搬費

(4) 資料作成費

(5) 展示物製作費

(6) 旅費（1人分の往復交通費及び宿泊費）

(7) その他センターが適当と認める経費

4 展示会等出展補助金の額は、次の各号に掲げる展示会等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 国内で開催される展示会等 展示会等出展補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を上限とする。ただし、過年度において展示会等出展補助金の交付を受けていない場合は、展示会等出展補助対象経費の3分の2以内の額とし、30万円を上限とする。

(2) 独立行政法人日本貿易振興機構等が主催し、又は参加する国外の展示会等 展示会等出展補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。ただし、過年度において展示会等出展補助金の交付を受けていない場合は、展示会等出展補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を上限とする。

(マーケティング等補助金)

第6条 マーケティング等補助金は、地域外や海外における新たな市場への展開や新たな製品を開発するため、マーケットリサーチ及びテストマーケティングやクラウドファンディングを活用した自社製品、サービス等を販売する中小企業者等に交付する。

2 マーケティング等補助金の交付対象者は、次に該当する中小企業者等とする。

(1) 同一年度内にマーケティング等補助金の交付を受けていないこと。

3 マーケティング等補助金の交付の対象となる経費（次項において「マーケティング等補助対象経費」という。）は、第1項の規定によるマーケティングリサーチ等に必要な費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) テストマーケティング費（試験販売に必要な経費）

(2) マーケットリサーチ費（市場調査に必要な経費）

- (3) クラウドファンディング活用費（手数料）
 - (4) その他センターが適当と認めた経費
- 4 マーケティング等補助金の額は、マーケティング等補助対象経費の3分の2以内の額とし、テストマーケティング費、クラウドファンディング活用費は30万円、マーケットリサーチ費は50万円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（外国語ホームページ作成等補助金）

第7条 外国語ホームページ作成等補助金は、広告又は宣伝及び販路拡大のため日本語以外の言語を主に使用したインターネットのホームページの作成及び商品カタログの作製をする中小企業者等に交付する。

- 2 外国語ホームページ作成等補助金の交付対象者は、次に該当する中小企業者等とする。

(1) 既に外国語ホームページ作成等補助金等の交付を受けていないこと。

- 3 外国語ホームページ作成等補助金の交付の対象となる経費（次項において「外国語ホームページ作成等補助対象経費」という。）は、ホームページの作成及び商品カタログ作製に必要な費用のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、パソコン等設備購入費、ドメイン取得料、サーバー契約料、通信経費その他当該ホームページの維持管理のための費用は除く。

- (1) ホームページ作成委託費用
- (2) 商品カタログ作製委託費用
- (3) その他センターが適当と認める経費

- 4 外国語ホームページ作成等補助金の額は、外国語ホームページ作成等補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（日本語ホームページ等作成補助金）

第8条 日本語ホームページ等作成補助金は、広告又は宣伝及び販路拡大のため日本語の言語を主に使用したインターネットホームページの作成及び既存ホームページの全面更新、新事業追加、スマートフォン対応等の更新をする中小企業者等に交付する。

- 2 日本語ホームページ作成補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する中小企業者等とする。

(1) 既に日本語ホームページ作成補助金及び外国語ホームページ作成等補助金等の交付を受けていないこと。但し、新規事業追加及びスマート対応等の更新についてはこの限りではない。

(2) センターが実施する専門家派遣事業によって派遣された専門家が必要と認められていること。

3 日本語ホームページ作成補助金の交付の対象となる経費（次項において「日本語ホームページ作成補助対象経費」という。）は、ホームページの作成に必要な費用のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、パソコン等設備購入費、ドメイン取得料、サーバー契約料、及び通信経費その他当該ホームページの維持管理のための費用は除く。

- (1) ホームページ作成委託費用
- (2) その他センターが適当と認める経費

4 日本語ホームページ作成補助金の額は、日本語ホームページ作成補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（プロモーション補助金）

第9条 プロモーション補助金は、つやま企業サポート事業のうち、付加価値化・事業転換サポート補助金、産官学連携による研究開発サポート補助金、新製品・新技術開発サポート補助金又は自動化・省力化・ロボット実証サポート補助金を活用し開発した製品等を販売するためにプロモーションを行う中小企業者等に交付する。

2 プロモーション補助金の交付の対象となる経費（次項において「プロモーション補助対象経費」という。）は、第1項の規定によるプロモーションに必要な費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) ホームページ作成委託費
- (2) 商品カタログ作製費
- (3) 商品ロゴ作製費
- (4) その他センターが適当と認めた経費

3 プロモーション補助金の額は、プロモーション補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の申請等）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、つやま企業サポート事業販路開拓サポート補助金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末までにセンターに提出しなければならない。

（交付決定）

第11条 センターは、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度末日10日前のいずれか早い日までに、つやま企業サポート事業販路開

拓サポート補助金実績報告書（様式第10号）に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 センターは、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

（補助金の交付等）

第14条 センターは、前条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が、補助金の請求をしようとするときは、精算払請求書（様式第19号）をセンターに提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） この要領の規定に違反する事実があったとき。

2 センターは、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、センターが別に定める。

（施行期日）

1 この要領は、制定の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。